（受験手数料）

第六条　（略）

2　前項の受験手数料は、第一条第一項の受験願書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して全国通訳案内士試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

3　（略）

（非居住者の代理人）

第十三条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二　（略）

（全国通訳案内士登録簿の様式）

第十五条　法第十八条の全国通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

（登録の申請）

第十六条　法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による全国通訳案内士登録申請書を、その住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　非居住者にあつては、その代理人に全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

3　（略）

（全国通訳案内士登録証の様式）

第十八条　法第二十二条の全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）は、別記第五号様式による。

第十九条　全国通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、別記第六号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2・3　（略）

（登録証の再交付の申請等）

第二十条　全国通訳案内士は、法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第七号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあつては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　全国通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（受験手数料）

第六条　（略）

2　前項の受験手数料は、第一条第一項の受験願書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して通訳案内士試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

3　（略）

（非居住者の代理人）

第十三条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二　（略）

（通訳案内士登録簿の様式）

第十五条　法第十八条の通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

（登録の申請）

第十六条　法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による通訳案内士登録申請書を、その住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　非居住者にあつては、その代理人に通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

3　（略）

（通訳案内士登録証の様式）

第十八条　法第二十二条の通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）は、別記第五号様式による。

第十九条　通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、別記第六号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2・3　（略）

（登録証の再交付の申請等）

第二十条　通訳案内士は、法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第七号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあつては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に返納しなければならない。